

11 H. 23～H. 25水質検査結果及び
平成26年度水質検査計画

平成23年度から平成25年度までの国分地区重久配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	16	7	17	100以下		17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	注4
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	注4
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	6.1	5.8	6.4	10以下	2以下	6.4		○						○						3月1回	3月1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.7	10.6	10.4	200以下	40以下	10.7					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	7.1	7.0	7.3	200以下	40以下	7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	42	41	39	300以下	60以下	42					○									年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	174	174	174	500以下	100以下	174		○						○						3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								年4回	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								年1回	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									年1回	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									年1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.7	7.7	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区敷根配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	18	44	28	100以下		44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.6	2.7	10以下	2以下	2.7		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.1					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.07	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.07		○							○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○															
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○															
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○															
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○															
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○															
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○															
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○															
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○															
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○															
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○															
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	13.0	10.4	12.9	200以下	40以下	13.0					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	7.4	10.4	10.3	200以下	40以下	10.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	42	46	300以下	60以下	46					○												
40	蒸発残留物	mg/L	144	150	167	500以下	100以下	167		○															
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.5	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区台明寺配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	10	1	100以下		10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.3	3.2	3.2	10以下	2以下	3.3		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.002	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.2	9.6	10.3	200以下	40以下	10.3					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	5.7	5.6	200以下	40以下	5.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	33	33	34	300以下	60以下	34					○									年1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	143	143	146	500以下	100以下	146		○												3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回	3月1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								年4回	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									年1回	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									年1回	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.0	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区川原配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	9	42	100以下		42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○							○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.4	0.4	10以下	2以下	0.4		○							○								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.14	0.14	0.8以下	0.16以下	0.14						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06	0.11	0.6以下	0.12以下	0.11			○						○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○								
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○						○								
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○								
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○						○								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○						○								
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○						○								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○						○								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○						○								
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○								
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○						○								
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○						○								
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.9	11.9	12.8	200以下	40以下	12.9			○						○								
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○						○								
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.3	5.3	200以下	40以下	5.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	35	36	300以下	60以下	36						○			○						月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	131	131	131	500以下	100以下	131			○						○								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.5	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区上井配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	5	3	78	100以下		78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.1	0.2	10以下	2以下	0.2		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.24	0.24	0.24	0.8以下	0.16以下	0.24		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.13	0.12	0.12	0.6以下	0.12	0.13		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	21.3	20.8	21.1	200以下	40以下	21.3					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	6.2	7.1	200以下	40以下	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	37	39	300以下	60以下	39					○									月1回	月1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	142	146	148	500以下	100以下	148		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.1	8.0	8.0	5.8 ~ 8.6		8.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区西立馬場配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	1	16	16	100以下		16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.004	0.003	0.01以下	0.002以下	0.004		○				○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○													年1回 3月1回	年1回 3月1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10以下	2以下	0.2		○				○											
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.14	0.14	0.13	0.8以下	0.16以下	0.14						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.13	0.12	0.12	0.6以下	0.12	0.13			○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○											
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001			○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001			○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.004	0.002	0.001	0.1以下	0.02以下	0.004			○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.003	0.002	0.001	0.09以下	0.018以下	0.003			○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	20.5	20.6	20.8	200以下	40以下	20.8						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	18.0	19.0	17.5	200以下	40以下	19.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	36	37	300以下	60以下	37						○											
40	蒸発残留物	mg/L	147	147	149	500以下	100以下	149			○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.9	7.8	7.7	5.8 ~ 8.6		7.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区芦谷配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL			15	100以下		15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌				検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L			0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満		○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
4	水銀及びその化合物	mg/L			0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満		○														
5	セレン及びその化合物	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
6	鉛及びその化合物	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
8	六価クロム化合物	mg/L			0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満		○														
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L			2.0	10以下	2.0以下	2.0		○														
12	フッ素及びその化合物	mg/L			0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満		○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L			0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満		○														
14	四塩化炭素	mg/L			0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満		○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L			0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満		○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L			0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○														
17	ジクロロメタン	mg/L			0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
19	トリクロロエチレン	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
20	ベンゼン	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
21	塩素酸	mg/L			0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○														
22	クロロ酢酸	mg/L			0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○														
23	クロロホルム	mg/L			0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L			0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○														
25	ジブロモクロロメタン	mg/L			0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○														
26	臭素酸	mg/L			0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
27	総トリハロメタン	mg/L			0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L			0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○														
29	ブロモジクロロメタン	mg/L			0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○														
30	ブromoホルム	mg/L			0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L			0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L			0.03	1.0以下	0.2以下	0.03		○														
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L			0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○														
34	鉄及びその化合物	mg/L			0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満		○														
35	銅及びその化合物	mg/L			0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満		○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L			9.5	200以下	40以下	9.5		○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L			0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満		○														
38	塩化物イオン	mg/L			6.7	200以下	40以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L			31	300以下	60以下	31		○														
40	蒸発残留物	mg/L			152	500以下	100以下	152		○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L			0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02		○														
42	ジェオスミン	mg/L			0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	新規施設
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L			0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		年7回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L			0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満		○														
45	フェノール類	mg/L			0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満		○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L			0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値				7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味				異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気				異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度			0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度			0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	51	11	11	51	11	9	51	9	9	51	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区春山高架水槽系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	7	9	100以下		9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○						3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.5	0.5	10以下	2以下	0.6		○														
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.16	0.22	0.23	0.6以下	0.12	0.23		○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○														
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満					○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満					○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	10.4	8.2	8.2	200以下	40以下	10.4					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	7.2	5.3	5.2	200以下	40以下	7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	25	20	20	300以下	60以下	25					○											
40	蒸発残留物	mg/L	124	116	120	500以下	100以下	124			○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.5	7.4	7.7	5.8 ~ 8.6		7.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの単人地区妙見配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	1	45	12	100以下		45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.9	10以下	2.0以下	1.9		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.15	0.1	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.15		○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○				○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.1	8.3	8.3	200以下	40以下	8.3						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	5.9	5.4	200以下	40以下	5.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	28	28	300以下	60以下	28						○											
40	蒸発残留物	mg/L	136	143	141	500以下	100以下	143		○				○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満			○	○	○	○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.1	7.0	7.1	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの単人地区松永配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	26	54	2	100以下		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○									3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.9	10以下	2以下	1.9		○							○								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.15	0.06	0.6以下	0.12以下	0.15		○				○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○				○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.3	8.4	8.3	200以下	40以下	8.4						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.5	5.5	5.3	200以下	40以下	5.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	27	300以下	60以下	27						○											
40	蒸発残留物	mg/L	135	133	137	500以下	100以下	137		○				○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満			○	○	○	○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.4	7.2	7.1	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.7	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの単人地区上野配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
1	一般細菌	/mL	0	34	3	100以下		34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.9	10以下	2以下	1.9		○					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06	0.6以下	0.12以下	0.06			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.4	8.3	200以下	40以下	8.4					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.6	7.4	5.3	200以下	40以下	7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	28	300以下	60以下	28					○												月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	141	130	141	500以下	100以下	141			○					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満				○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.3	7.1	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9						

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの単人地区嘉例川配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	41	14	100以下		41	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.9	1.8	1.9	10以下	2以下	1.9		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジプロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.4	8.4	8.3	200以下	40以下	8.4						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.8	5.4	7.0	200以下	40以下	7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	28	28	300以下	60以下	28						○										月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	144	137	137	500以下	100以下	144		○						○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.3	7.3	7.0	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの溝辺地区高区配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	51	34	6	100以下		51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○			○							○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	2.7	2.8	10以下	2以下	3.1		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001	0.001	0.01以下	0.002以下	0.001		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.2	8.9	9.3	200以下	40以下	9.3					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	7.8	7.3	7.3	200以下	40以下	7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	34	37	300以下	60以下	37					○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	146	138	143	500以下	100以下	146		○			○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.00001未満	0.00001未満	0.00001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.00001未満			○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		6.9	6.8	6.7	5.8 ~ 8.6		6.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの溝辺地区低区配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	94	8	100以下		94	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○														3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	2.7	2.8	10以下	2以下	3.1		○														3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.01	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.1	8.9	9.4	200以下	40以下	9.4					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	7.9	7.3	7.2	200以下	40以下	7.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	35	34	37	300以下	60以下	37					○											月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	139	139	142	500以下	100以下	142			○													3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	7.0	6.9	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの福山地区中崎配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	14	32	10	100以下		32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.002	0.002	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.1	0.1	10以下	2以下	0.1		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○				○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	8.0	7.7	200以下	40以下	8.0						○										3月1回	3月1回	注2
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.007	0.005	0.037	0.05以下	0.01以下	0.037		○				○										3月1回	3月1回	注2
38	塩化物イオン	mg/L	8.2	8.0	7.6	200以下	40以下	8.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	83	82	79	300以下	60以下	83		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	153	149	139	500以下	100以下	153		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		8.1	8.0	7.7	5.8 ~ 8.6		8.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	1.4	0.6	2.2	5度以下		2.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.3	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.3		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区中央配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○					3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○				○					3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.2	1.1	10以下	2以下	1.2		○							○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○		○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○		○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○		○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○		○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○		○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○		○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○		○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○		○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○		○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○		○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.6	7.8	7.8	200以下	40以下	7.8					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.1	5.1	4.9	200以下	40以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	26	300以下	60以下	27					○											
40	蒸発残留物	mg/L	127	120	123	500以下	100以下	127			○		○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.0	7.0	6.8	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	1.1	0.5未満	0.5未満	5度以下		1.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.3	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区松岡配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	96	100以下		96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.002	0.01以下	0.002以下	0.002						○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○							○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	5.2	5.7	4.3	10以下	2以下	5.7		○							○								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.18	0.6以下	0.12	0.18			○						○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○								
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○						○								
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○								
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○						○								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○						○								
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○						○								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○						○								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.01	1.0以下	0.2以下	0.02						○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.6	9.0	8.8	200以下	40以下	9.0						○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○											
38	塩化物イオン	mg/L	8.5	9.1	8.1	200以下	40以下	9.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	38	42	37	300以下	60以下	42						○											
40	蒸発残留物	mg/L	158	161	152	500以下	100以下	161			○						○								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		6.9	6.8	6.8	5.8 ~ 8.6		6.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	項目数								9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区正牟田配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	2	0	76	100以下	20以下	76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○													3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.8	0.7	10以下	2以下	0.8		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.09	0.6以下	0.12以下	0.09			○														
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○														
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○														
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○														
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○														
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○														
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○														
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○														
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○														
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.09	0.07	0.04	1.0以下	0.2以下	0.09					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.5	6.5	6.7	200以下	40以下	6.7					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	5.0	5.1	200以下	40以下	5.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	27	28	300以下	60以下	28					○												
40	蒸発残留物	mg/L	102	105	101	500以下	100以下	105			○														
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区馬渡配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	8	1	1	100以下		8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○					3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○				○					3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.3	1.2	1.2	10以下	2以下	1.3		○							○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.11	0.6以下	0.12以下	0.11			○						○							
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○							
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○							
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○				○							
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○				○							
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○				○							
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○				○							
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○				○							
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○				○							
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満					○				○							
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満					○				○							
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.01	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	8.3	8.7	200以下	40以下	8.7					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.9	5.8	5.4	200以下	40以下	5.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	24	25	26	300以下	60以下	26					○											
40	蒸発残留物	mg/L	119	112	122	500以下	100以下	122			○						○							
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.0	6.8	6.7	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.9	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.3	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区柿木配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	4	0	0	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○								○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	3.1	2.5	2.6	10以下	2以下	3.1			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.18	0.21	0.6以下	0.12以下	0.21			○									○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○										○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	1.0以下	0.2以下	0.03					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.8	7.7	8.6	200以下	40以下	8.6					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	6.7	5.8	6.2	200以下	40以下	6.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	27	29	300以下	60以下	29					○									月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	137	136	130	500以下	100以下	137			○										○	3月1回	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	7.1	6.9	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの横川地区後ヶ谷配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	2	11	0	100以下	20以下	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○											
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003		○			○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○							
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.9	1.3	10以下	2以下	1.9		○							○							
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○											
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○											
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001	0.1以下	0.02以下	0.001		○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○											
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○											
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001未満	0.001	0.09以下	0.018以下	0.001		○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.04	0.03	1.0以下	0.2以下	0.04					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.05	0.2以下	0.04以下	0.05					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.05	0.06	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.06					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.7	8.8	9.2	200以下	40以下	9.2					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.002	0.001	0.001	0.05以下	0.01以下	0.002					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.3	5.1	200以下	40以下	5.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	33	30	300以下	60以下	33					○											
40	蒸発残留物	mg/L	132	126	134	500以下	100以下	134		○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.3	7.1	7.1	5.8 ~ 8.6		7.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	1.1	0.9	1.2	5度以下		1.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2	0.3	0.5	2度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区高千穂第1配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	1	0	11	100以下	20以下	11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○			○							○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○								○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.2	0.2	10以下	2以下	0.2		○			○								○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001	0.002	0.002	0.06以下	0.012以下	0.002未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.003	0.002	0.1以下	0.02以下	0.003		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.001	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	3.8	4.0	4.1	200以下	40以下	4.1					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001	0.05以下	0.01以下	0.001					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	4.3	3.9	3.9	200以下	40以下	4.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	14	16	19	300以下	60以下	19					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	97	79	77	500以下	100以下	97					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.4	7.3	7.3	5.8 ~ 8.6		7.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.6	0.5未満	5度以下		0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.4	0.5	2度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区中津川配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
1	一般細菌	/mL	2	0	0	100以下		2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○														
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○														
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○															3月1回			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○															3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.6	0.6	0.6	10以下	2以下	0.6		○																		
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○														
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1						○														
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○														
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○														
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○														
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○														
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○														
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満		○																		
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○																		
23	クロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○																		
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○																		
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																		
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○																		
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																		
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○																		
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○																		
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○																		
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○																		
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○														
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○														
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○														
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○														
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.1	7.0	7.1	200以下	40以下	7.1						○														
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○														
38	塩化物イオン	mg/L	5.3	5.2	5.2	200以下	40以下	5.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	45	46	47	300以下	60以下	47						○														
40	蒸発残留物	mg/L	138	131	144	500以下	100以下	144			○																	
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○														
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満						○														
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○														
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○														
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○														
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.4	7.5	7.5	5.8 ~ 8.6		7.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.3	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9							

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区寺原配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	55	79	33	100以下		79	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.1	1.3	1.1	10以下	2以下	1.3		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○										3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.11	0.07	0.08	0.6以下	0.12	0.11		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○						○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.03	1.0以下	0.2以下	0.03								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.0	8.0	7.9	200以下	40以下	8.0								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	5.4	5.5	5.4	200以下	40以下	5.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	68	69	67	300以下	60以下	69	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	168	166	166	500以下	100以下	168	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満								○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.4	7.3	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	25	11	11	51	11	9	25	9	9	25	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区麓配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	0	0	0	100以下		0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.8	0.7	10以下	2以下	0.8		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.07	0.6以下	0.12	0.07		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	8.5	8.6	8.3	200以下	40以下	8.6					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	4.8	4.9	4.9	200以下	40以下	4.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	34	34	34	300以下	60以下	34					○											月1回	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	147	145	148	500以下	100以下	148		○			○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002未満				○	○	○	○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.0	6.8	6.9	5.8 ~ 8.6		7.0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区万膳配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
1	一般細菌	/mL	5	0	0	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目		
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○													
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○													
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○							○						3月1回			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○							○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.5	0.6	0.5	10以下	2以下	0.6		○							○									
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○													
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○													
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○													
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○													
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○													
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○													
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○													
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○						○									
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○									
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○									
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○						○									
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○									
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○						○									
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○									
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○									
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○						○									
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○						○									
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○						○									
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01	1.0以下	0.2以下	0.01					○													
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○													
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○													
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○													
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.3	4.4	4.5	200以下	40以下	4.5					○													
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○													
38	塩化物イオン	mg/L	4.1	3.9	3.8	200以下	40以下	4.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	28	29	30	300以下	60以下	30					○													
40	蒸発残留物	mg/L	82	87	92	500以下	100以下	92					○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○													
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									3月1回(特定の条件により省略可能)		
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○											
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○													
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○													
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.6	7.4	7.4	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
51	濁度	度	0.2未満	0.2	0.2未満	2度以下		0.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区三休・浅谷配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	0	2	3	100以下		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.1	0.2	0.1	10以下	2以下	0.2		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○			○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.2	4.3	4.3	200以下	40以下	4.3					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38	塩化物イオン	mg/L	3.5	3.6	3.4	200以下	40以下	3.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	23	23	24	300以下	60以下	24					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
40	蒸発残留物	mg/L	78	73	73	500以下	100以下	78					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○								3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.6	7.6	7.6	5.8 ~ 8.6		7.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.4	0.3	2度以下		0.4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	23	11	11	51	11	9	23	9	9	23	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれ極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区宇都口配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	1	0	5	100以下		5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○									○			3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.7	0.6	0.5	10以下	2以下	0.7			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12以下	0.06未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.02						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	5.9	6.2	6.1	200以下	40以下	6.2						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	4.9	4.4	4.3	200以下	40以下	4.9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	19	21	19	300以下	60以下	21						○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	128	127	129	500以下	100以下	129			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○								3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.2	7.0	7.0	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの牧園地区大霧配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	2	4	100以下		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00045	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00045		○												3月1回	3月1回	注2
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○												3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.4	0.3	0.3	10以下	2以下	0.4		○														注4
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.07	0.08	0.6以下	0.12以下	0.08			○													
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○													
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○													
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○													
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.02	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.03	0.01未満	0.02	1.0以下	0.2以下	0.03					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	4.1	4.1	4.1	200以下	40以下	4.1					○											
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	5.2	5.0	4.7	200以下	40以下	5.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	26	25	26	300以下	60以下	26					○											
40	蒸発残留物	mg/L	72	73	71	500以下	100以下	73					○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○	○	○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○	○	○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		7.2	7.1	6.9	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5	5度以下		0.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.3	2度以下		0.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの霧島地区北永野田配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由				
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
1 一般細菌	/mL	1	0	2	100以下	1/5	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.5	1.6	1.6	10以下	2以下	1.6			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21 塩素酸	mg/L	0.08	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.08			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○														3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.04	1.0以下	0.2以下	0.04																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	7.9	8.1	8.7	200以下	40以下	8.7																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	5.7	6.1	4.7	200以下	40以下	6.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	27	24	25	300以下	60以下	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
40 蒸発残留物	mg/L	123	128	128	500以下	100以下	128	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回(特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年4回	注3
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値		7.2	7.1	6.9	5.8 ~ 8.6		7.2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.7	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9						

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの霧島地区上部配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
1 一般細菌	/mL	0	0	0	100以下	100以下	0	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○																3月1回	3月1回	省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○																3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.4	0.4	10以下	2以下	0.8		○																3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.21	0.2	0.20	0.8以下	0.16以下	0.21		○																3月1回	3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.4	0.4	0.5	1.0以下	0.2以下	0.5		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21 塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26 臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	14.7	12.8	15.9	200以下	40以下	15.9																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	15.8	17.9	19.5	200以下	40以下	19.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	145	163	165	300以下	60以下	165		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	296	317	316	500以下	100以下	317		○																3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○												3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																		3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値		7.8	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9							

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの霧島地区永池配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由			
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
1 一般細菌	/mL	3	3	7	100以下	100以下	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
9 亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○												○		3月1回	3月1回	省略不可能項目
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○													○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.3	0.3	10以下	2以下	0.3		○												2	○	3月1回	3月1回	注4
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.18	0.18	0.8以下	0.16以下	0.19		○													○	3月1回	3月1回	注2
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.7	0.8	1.0以下	0.2以下	0.8		○													○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
21 塩素酸	mg/L	0.08	0.06未満	0.09	0.6以下	0.12	0.09			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
25 ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
26 臭素酸	mg/L	0.002	0.002	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
27 総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
30 ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	25.6	22.7	33.1	200以下	40以下	33.1			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
38 塩化物イオン	mg/L	67.7	70.5	67.9	200以下	40以下	70.5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	286	289	297	300以下	60以下	297			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	3月1回	注2
40 蒸発残留物	mg/L	578	563	605	500以下	100以下	605			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年4回	注3
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満			○	○	○	○									○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注5
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満			○												○	3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
47 pH値		7.8	7.6	7.5	5.8 ~ 8.6		7.8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
								項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9					

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの霧島地区霧島ハイソ配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	検査月												基本検査頻度	実施検査頻度	その理由					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
1 一般細菌	/mL	1	0	3	100以下	100以下	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2 大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと	検出されないこと	検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3 カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満																	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1	
4 水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満																	3月1回	3月1回	省略不可能項目	
5 セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回	3月1回	注4	
6 鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回	3月1回	注2	
7 ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	3月1回	3月1回	省略不可能項目	
8 六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	3月1回	3月1回	省略不可能項目	
9 亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○													○				
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○														○			
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.2	0.3	0.3	10以下	2以下	0.3			○													2				
12 フッ素及びその化合物	mg/L	0.19	0.17	0.18	0.8以下	0.16以下	0.19			○														○			
13 ホウ素及びその化合物	mg/L	0.6	0.7	0.8	1.0以下	0.2以下	0.8			○														○			
14 四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満																	○			
15 1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満																	○			
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満																	○			
17 ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満																	○			
18 テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	○			
19 トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	○			
20 ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満																	○			
21 塩素酸	mg/L	0.06	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06			○														○			
22 クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○														○			
23 クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○														○			
24 ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○														○			
25 ジブromokクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○														○			
26 臭素酸	mg/L	0.002	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.002			○														○			
27 総トリハロメタン	mg/L	0.003	0.002	0.002	0.1以下	0.02以下	0.003			○														○			
28 トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○														○			
29 ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○														○			
30 ブロモホルム	mg/L	0.003	0.002	0.002	0.09以下	0.018以下	0.003			○														○			
31 ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○														○			
32 亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	○			
33 アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	○			
34 鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満																	○			
35 銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満																	○			
36 ナトリウム及びその化合物	mg/L	25.6	23.8	32.9	200以下	40以下	32.9																	○			
37 マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満																	○			
38 塩化物イオン	mg/L	68.1	70.6	67.8	200以下	40以下	70.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	284	285	287	300以下	60以下	287			○														○			
40 蒸発残留物	mg/L	567	552	603	500以下	100以下	603			○														○			
41 陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満																	○			
42 ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○										○	3月1回(特定の条件により省略可能)	年1回	注1
43 2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○	○	○	○									○			
44 非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満																	○			
45 フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満																	○			
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47 pH値		8.0	7.7	7.8	5.8 ~ 8.6		8.0		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48 味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49 臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50 色度	度	0.5未満	0.5未満	1.0	5度以下		1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51 濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
								項目数	9	27	11	11	51	11	9	27	9	9	27	9							

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
- 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
- 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

- 注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
- 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
- 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
- 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
- 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの福山地区牧之原第1配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	11	89	31	100以下		89	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○							○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.8	2.4	2.6	10以下	2.0以下	2.8		○							○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
26	臭素酸	mg/L	0.001	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
35	銅及びその化合物	mg/L	0.02	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	9.8	9.8	10.4	200以下	40	10.4					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
38	塩化物イオン	mg/L	9.3	8.3	8.5	200以下	40以下	9.3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	40	39	39	300以下	60以下	40					○									月1回	月1回	省略不可能項目
40	蒸発残留物	mg/L	158	159	148	500以下	100以下	159			○						○					3月1回	3月1回	省略不可能項目
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○							3月1回	3月1回	省略不可能項目
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○									3月1回	3月1回	省略不可能項目
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3月1回	3月1回	省略不可能項目
47	pH値		7.1	6.6	6.6	5.8 ~ 8.6		7.1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの福山地区池之谷配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	1	23	2	100以下		23	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○									3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○											
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○						○						3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○						○						3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	2.0	2.0	1.9	10以下	2以下	2		○						○								
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○											
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1以下	0.2以下	0.1未満					○											
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○											
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○											
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○											
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○											
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○											
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.06未満	0.11	0.6以下	0.12	0.11			○					○								
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○					○								
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○					○								
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○			○								
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○			○								
26	臭素酸	mg/L	0.002	0.001	0.003	0.01以下	0.002以下	0.003			○					○								
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満					○			○								
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○			○								
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満					○			○								
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満					○			○								
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満					○			○								
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1以下	0.2以下	0.01未満					○											
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○											
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01	0.01	1以下	0.2以下	0.01					○											
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	45.0	43.8	40.8	200以下	40以下	45.0			○					○								
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○											
38	塩化物イオン	mg/L	98.2	94.9	79.6	200以下	40以下	98.2		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	98	96	84	300以下	60以下	98			○					○								
40	蒸発残留物	mg/L	325	319	275	500以下	100以下	325			○					○								
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○											
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満				○	○	○	○									
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○											
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○											
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH値		6.9	6.7	6.6	5.8 ~ 8.6		6.9		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9			

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれ極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの福山地区牧野配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由	
1	一般細菌	/mL	4	58	45	100以下		58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満						○										
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満						○										
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.004	0.004	0.004	0.01以下	0.002以下	0.004		○														
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下			○														
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満		○														
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	1.2	1.3	1.3	10以下	2以下	1.3		○														
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満						○										
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満						○										
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満						○										
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満						○										
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満						○										
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満						○										
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満						○										
21	塩素酸	mg/L	0.09	0.07	0.09	0.6以下	0.12	0.09			○													
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○													
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○													
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○													
25	ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○													
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○													
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○													
29	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○													
30	ブロモホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○													
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○													
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01	0.02	0.02	1.0以下	0.2以下	0.02						○										
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.04	0.3以下	0.06以下	0.04						○										
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満						○										
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	12.6	12.4	12.5	200以下	40以下	12.6						○										
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001	0.016	0.05以下	0.01以下	0.016			○													
38	塩化物イオン	mg/L	7.5	7.4	7.3	200以下	40以下	7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	30	29	30	300以下	60以下	30						○										
40	蒸発残留物	mg/L	153	153	147	500以下	100以下	153			○													
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満						○										
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000002以下	0.000001未満						○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満						○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満						○										
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満						○										
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
47	pH値		7.5	7.3	7.1	5.8 ~ 8.6		7.5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	度	0.5未満	0.6	0.5未満	5度以下		0.6		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
									項目数	9	26	11	11	51	11	9	26	9	9	26	9			

66

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。

注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。

注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。

注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。

注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。

平成23年度から平成25年度までの国分地区木原配水池系の浄水水質検査結果と平成26年度の検査計画

No	検査項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	基準値	基準値1/5	過去3年の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	基本検査頻度	実施検査頻度	その理由		
1	一般細菌	/mL	0	0	30	100以下		30	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
2	大腸菌		検出しない	検出しない	検出しない	検出されないこと		検出しない	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月1回	月1回	省略不可能項目	
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.003以下	0.0006以下	0.0003未満					○										3月1回 (特定の条件により省略可能)	年1回	注1
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	0.0005以下	0.0001以下	0.00005未満					○												
5	セレン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
8	六価クロム化合物	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
9	亜硝酸態窒素	mg/L				0.04以下	0.008以下				○												3月1回		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○									3月1回	3月1回	省略不可能項目 注4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.8	0.7	0.8	10以下	2以下	0.8		○															
12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.8以下	0.16以下	0.08未満					○												
13	ホウ素及びその化合物	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	1.0以下	0.2以下	0.1未満					○												
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	0.0004以下	0.0002未満					○												
15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	0.01以下	0.005未満					○												
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満					○												
17	ジクロロメタン	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満					○												
18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
19	トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
20	ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満					○												
21	塩素酸	mg/L	0.06未満	0.06未満	0.06未満	0.6以下	0.12	0.06未満			○			○											
22	クロロ酢酸	mg/L	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.02以下	0.004以下	0.002未満			○			○											
23	クロロホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.06以下	0.012以下	0.001未満			○			○											
24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.004未満	0.004未満	0.004未満	0.04以下	0.008以下	0.004未満			○			○											
25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
26	臭素酸	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下	0.002以下	0.001未満			○			○											
27	総トリハロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.1以下	0.02以下	0.001未満			○			○											
28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満			○			○											
29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.03以下	0.006以下	0.001未満			○			○											
30	ブromホルム	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.09以下	0.018以下	0.001未満			○			○											
31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.008未満	0.008未満	0.008未満	0.08以下	0.016以下	0.008未満			○			○											
32	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
34	鉄及びその化合物	mg/L	0.03未満	0.03未満	0.03未満	0.3以下	0.06以下	0.03未満					○												
35	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	0.01未満	0.01未満	1.0以下	0.2以下	0.01未満					○												
36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	6.7	6.3	7.0	200以下	40以下	7.0					○												
37	マンガン及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.05以下	0.01以下	0.001未満					○												
38	塩化物イオン	mg/L	4.7	4.7	4.5	200以下	40以下	4.7		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	20	19	22	300以下	60以下	22					○												
40	蒸発残留物	mg/L	111	101	111	500以下	100以下	111			○			○											
41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.02未満	0.02未満	0.2以下	0.04以下	0.02未満					○												
42	ジェオスミン	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001以下	0.000002以下	0.000001未満					○		○										
43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.00001以下	0.000002以下	0.000001未満					○		○										
44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.02以下	0.004以下	0.005未満					○												
45	フェノール類	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下	0.001以下	0.0005未満					○												
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3未満	0.3未満	0.3未満	3.0以下	0.6以下	0.3未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値		7.1	6.9	7.0	5.8 ~ 8.6		7.1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気		異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと		異常なし		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	度	0.5未満	0.5未満	0.5未満	5度以下		0.5未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	度	0.2未満	0.2未満	0.2未満	2度以下		0.2未満		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
									項目数	9	24	11	11	51	11	9	24	9	9	24	9				

各検査項目の単位は、「No.1[/mL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.2及びNo.47~No.49[単位なし]」

*平成26年4月1日から亜硝酸態窒素が追加されました。

- 省略不可9項目(月1回)
 - 省略不可12項目+硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
 - 過去の水質試験結果により省略不可な項目(3月に1回)
- 上記以外の項目は年1回(8月)の検査とします。

注1) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上とすることができる。
 注2) 過去3年間の検査結果の数値が基準値の5分の1以下でなかった為。
 注3) 深層地下水及び湧水を水源とする本市の場合は、臭気の原因となる藻類の影響をうけるおそれが極めて少ないため検査を省略できますが、夏場の4ヶ月間実施します。
 注4) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、省略可能な項目であるが、鹿児島県の地域的なものを考慮し、県生活衛生課の指導により省略不可能項目に追加され、3ヶ月に1回の検査とします。
 注5) 水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の2分の1を超えていないことを勘案し、水道法施行規則第15条第1項第4号を適用させ検査を年1回以上に省略とします。